

第37回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年7月22日(水) 午後1時30分から午後3時15分
 開催場所 姫路市役所 本館10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1				欠員
2	岡田 良造	出席		
3	福本 孝之	出席		
4	福永 昌弘	出席		
5	大塚 正穂	出席		
6	田摩 仁志	出席		
7	濱田 龍秀	出席	○	
8	吉野 文利	出席	○	
9	小林 勝之	出席		
10	小林 忠明	出席		
11	橋本 文男	欠席		
12	橋本 静枝	出席		
13	山口 優貴	出席		
14	青田 誠	出席		
15	駒田 秀文	出席		
16	岡本 富博	出席		
17	小段 昭文	出席		会長職務代理者
18	岸本 英夫	出席		会長職務代理者
19	池内 宏行	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 5名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
- 報告第1号 農地法第4条の規定による届出の専決について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 報告第3号 合意による解約等の通知について
- 報告第4号 転用許可（一時転用）に係る事業の完了について
- 報告第5号 県許可案件の許可状況について
- 報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和2年7月22日 午後1時30分)

議長 それでは只今から、第37回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中17名の出席で過半数に達しております、会議は成立しております。なお、橋本文男委員より欠席のご連絡をいたしております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を渋田委員と吉野委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1)を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認申請が6件提出されております。

3番と4番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

1番2番です。

刀出の畠2筆計339m²につきまして、東今宿三丁目の[]より、「平成10年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

現況は、「住宅敷地」となっております。

3番です。

夢前町菅生澗の畑187m²につきまして、夢前町菅生澗の[REDACTED]より、「昭和55年以前より、原野となっている」との申請です。現況は、「原野」となっております。

4番です。

夢前町菅生澗の畑2筆計293m²につきまして、夢前町菅生澗の[REDACTED]より、「昭和55年以前より、雑種地となっている」との申請です。

現況は、「雑種地」となっております。

5番です。

船津町の畑2筆計267m²につきまして、船津町の[REDACTED]より「平成6年以前より、境内地の一部として利用している」との申請です。現況は、「境内地の一部」となっております。

6番です。

香寺町須加院の田99m²につきまして、香寺町須加院の[REDACTED]より「平成8年以前より、農業用倉庫及び露天駐車場として利用している」との申請です。

現況は、「農業用倉庫及び露天駐車場」となっております。

以上、非農地確認6件につきまして、いずれの案件も、各担当委員より「適当である」との意見をいただいており、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましても、特に問題点は出ておりません。

どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

[REDACTED]

議長

なければ、議案第1号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号(P2~P5)を説明する。

(農地法第3条の規定による許可申請について)

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、19件の申請が提出されております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。17番の案件が[REDACTED]の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。

1番が調整区域及び都市計画区域外の案件、2番4番と13番から15番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域の案件で、1番から9番が現在耕作面積0m²の方の案件、10番から12番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、13番以降がすでに下限面積を超えている方の案件となっております。

いずれの案件も譲渡人・貸人の「自作地」で、「申請地が貸付地である場合」に該当しておりません。

1番が農地所有適格法人となっております外は、譲受人・借人は、いずれも「個人」であり、「譲受人が法人である場合」には該当しておりません。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。

「通作距離」につきましては、1番が約15kmから約30km、4番が約2km、5番が約5km、9番が約12km、16番が約19km、19番が約1.8kmとなっている外は、いずれも居住集落内となっております。

いずれの案件も、「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町下伊勢及び夢前町前之庄及び香寺町恒屋の田7筆計10,163m²につきまして、農地所有適格法人である網干区垣内東町の[REDACTED]が[REDACTED]より、「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は10,163m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

2番から4番です。

御国野町深志野の[REDACTED]が、御国野町深志野の畠460m²につきましては、御国野町深志野の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、御国野町深志野と花田町加納原田の田畠計4筆2,907m²につきましては、御国野町深志野の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,367m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

5番です。

飾東町八重畠の田畠9筆計3,002m²につきまして、御国野町深志野の[REDACTED]が、御国野町国分寺の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,002m²になる予定です。

作付作物は、「レモン」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

6番から8番です。

飾東町大釜の[REDACTED]が、飾東町大釜の田124m²につきましては、飾東町八重畠の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、飾東町大釜の田畠計3筆3,050m²につきましては、飾東町八重畠の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,174m²になる予定です。

作付作物は、[REDACTED]が「水稻」、その外はいずれも「野菜」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

9番です。

船津町の田2筆計1,656m²につきまして、飾東町清住の[REDACTED]が、神崎郡福崎町の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

なお、福崎町の田1,821m²の3条許可申請は、福崎町農業委員会において既に承認されており、どちらの案件も許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,477m²になる予定です。

作付作物は、[REDACTED]が「栗」「キウイ」、[REDACTED]が「野菜」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、『新規農家に該当するため、事情聴取が必要』との意見となっております。

10番です。

花田町上原田の田2筆計1,652m²につきまして、花田町上原田の[REDACTED]が、飾東町庄の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、4,067m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

11番12番です。

別所町佐土新の[REDACTED]が、別所町佐土新の田400m²につきましては、大阪府枚方市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、別所町佐土新の田4筆計1,744m²につきましては、同じく大阪府枚方市の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,297m²になる予定です。

作付作物は、「水稻」となっております。

13番です。

東山の田1,008m²につきまして、東山の[REDACTED]が神戸市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、4,058m²になる予定です。

作付作物は、「蕎麥」「ブルーベリー」となっております。

14番です。

広畠区才の畠92畝につきまして、広畠区才の[REDACTED]が、白国二丁目の[REDACTED]より「持分の贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は1,315m²になる予定です。

作付作物は「万年青(おもと)」「レモンバーム」となっております。

15番です。

網干区津市場の田119畝につきまして、網干区津市場の[REDACTED]が、網干区津市場の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は2,980m²になる予定です。

作付作物は「野菜」となっております。

16番です。

書写の田1,176畝につきまして、南歎町二丁目の[REDACTED]が、徳島県板野町の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は13,719m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

18番です。

実法寺の田961畝につきまして、実法寺の[REDACTED]が、町田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は6,823m²になる予定です。

作付作物は、「野菜」となっております。

19番です。

別所町佐土と別所町佐土新の田8筆計5,887畝につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、大阪府枚方市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。

この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、48,698m²になる予定です。

作付作物は、「果樹」となっております。

以上、各地区農政協議会におきまして、1番から9番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」との意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請18件47筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

岡本委員

13番の案件ですが、申請地は大木が生えているような荒地で、重機を使用しないとどうしようもない土地です。なお、同申請人については、昨年9月にも荒地を許可していますが、菊芋を植える約束で許可しましたが、現状は未だに荒地のままでです。

- 事務局 諾受人は、市外にも農地をお持ちです。
- 岡本委員 今後、見守っていくしかないかなど。
- 議長 注視しておいてください。
- 議長 5番の案件の人の年齢はいくつくらいですか。
- 事務局 [] で、夫婦二人で農業していく予定です。
- 小林委員 9番の案件については、実際には5年前から当該申請地を耕作しております。
- 議長 他にご意見、ご質問等はございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第2号について、1番から9番が事情聴取、その外は承認とすることでよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、17番以外の案件については許可とします。
- [] 委員関係の案件
- 議長 それでは、[] 委員、ご退室をお願いいたします。
- [] 委員 退室
- 事務局 それでは、17番についてご説明いたします。
刀出の畠4筆計626m²につきまして、刀出の[] が、東今宿三丁目の[] より「購入したい」との所有権移転の申請です。
この件許可されると、[] の耕作面積は17,926m²になる予定です。
作付作物は、「果樹」となっております。
- 以上、北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。
- 農地法第3条の規定による許可申請1件4筆につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。
- 議長 有難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
- 各委員 ・・・。
- 議長 それでは、17番について、承認することによろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、17番については許可とします。

【**委員入室**】

議長 ■委員の案件は承認となりましたので報告します。

議長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号（P6）を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は1件提出されております。

調整区域の豊富町豊富の田2筆計1,915m²につきまして、豊富町豊富の■が、「■を拡張したい」との転用の申請です。

現況は、「田」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、該当がありません。

「事業内容」につきましては、■として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」につきましては、該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

なお、この案件、転用面積が1,000m²を超えていたため、本日、現地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見としては、「許可相当」となっております。

以上、北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

農地法第4条の規定による許可申請1件2筆につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長 有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

田麻委員 不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当しているとの事務局の説明がありましたか、既存施設の面積と転用面積を教えていただけますか。

事務局 [] の面積が 8,951.34 m²で、転用面積が 3,637 m²です。

議長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第3号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第4号「農地法第6条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号（P7～P8）を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は8件提出されており、

2番と3番が都市計画区域外の案件となっております外は、いずれも調整区域の案件となっております。

「転用の妨げとなる権利を有する者」、「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、いずれも該当がありません。

「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」にはいずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

仁豊野の畑2筆計551m²につきまして、仁豊野の[]が、仁豊野の[]より、「購入して露天駐車場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、ダンプ10台、バックホウ7台分の露天駐車場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

2番3番です。

書写の[]が、夢前町菅生洞の畠1.2m²につきましては、夢前町菅生洞の[]より「購入して、住宅へ入るための進入路にしたい」、

夢前町菅生洞の田467m²につきましては、[]夢前町菅生洞の[]より「贈与を受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、床面積118.38m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場及び進入路を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、水路の占用許可が手続中となっております。

4番5番です。

別所町別所の田2筆計1,053m²につきまして、加古川市の[REDACTED]が、別所町別所の[REDACTED]より「購入して、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。

現況は、「休耕地」となっております。

申請地の農地区分は、公共施設である別所ランプから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。

「事業内容」につきましては、[REDACTED]が、碎石を置くための、露天資材置場にする計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路の構造変更承認及び河川占用許可が手続中となっております。

6番です。

この案件、先ほどの農地法第4条の規定による許可申請の申請地と隣接しており、併せて転用するものとして申請されたものでございます。

豊富町豊富の田2筆計1,722m²につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が、豊富町豊富の[REDACTED]より、「購入して、[REDACTED]を拡張したい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。

「事業内容」につきましては、[REDACTED]

として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

なお、先ほどの農地法第4条の規定による許可申請の申請地と併せて本日、現地調査班による現地調査を行っていただきました。現地調査班の意見としては、「許可相当」となっております。

7番です。

豊富町豊富の田385m²につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が、梅ヶ谷町の[REDACTED]より、「購入して、農業用道路を設置したい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、[REDACTED]が管理活用している農園への大型農機具の進入路等として利用する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、道路の構造変更承認及び河川占用許可が手続中となっております。

3番です。

香寺町大飼の田400m²につきまして、飾東町佐良和の[REDACTED]が、香寺町大飼の[REDACTED]より、「贈与を受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。

現況は、「畑」となっております。

申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。

「代替地の有無」につきましては、譲受人に所有地はなく、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。

「事業内容」につきましては、延床面積143.58m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、融資及び自己資金、

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

以上、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

本日の審議の結果を意見として、県へ送付したいと考えております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請8件10筆につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第4号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P9)を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明について〕

今月は2件の証明願が出ております。

1番です。

飾磨区今在家の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地1筆を、[REDACTED]が相続するというものです。

農地の利用状況ですが、野菜、果樹が植えられています。なお、農作業

用の倉庫及び垣根として使用されている部分の面積については除外して申請されております。

2番です。

同じく飾磨区今在家の [REDACTED] が所有されていました市街化区域の農地2筆を、[REDACTED] が相続するというものです。

農地の利用状況ですが、1番、2番の農地は、二筆一体利用で水稻が作付けされており、1番の農地については、南側の一部を畑として、野菜が作付けされております。なお、1番の農地について、農作業用の物置として使用されている部分の面積については除外して申請されており、2筆とも農地として良好に管理されております。

なお、中南部地区農政協議会においては適當であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否につきまして、よろしくご審議お願いいいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、議案第6号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、「相続税等納税猶予適格者証明」については許可とします。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P10～P11）を説明する。

〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

農地法第4条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、6月5日から7月9日の間に受け付けたもの、資料10頁と11頁の10件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたので報告させて頂きます。

以上、4条届の専決10件12筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第1号について、承認とすることでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P12～P22）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

農地法第5条の規定による届出の専決について、市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、6月5日から7月9日の間に受け付けたもの、資料12頁から22頁の50件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたので報告させて頂きます。

以上、5条届の専決50件74筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第2号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P23）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が2件、使用賃借契約の解約の通知が1件ございました。

賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、どちらも「離作料金の支払い」となっております。

以上、合意による解約等の通知、3件4筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願いいたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第3号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P24）を説明する。
〔転用許可（一時転用）に係る事業の完了について〕

調整区域の船津町の田5筆計5,615m²のうち711m²について、平成31年2月12日付で一時転用許可を受けておりました██████████より転用事業の完了及び農地復元報告がありましたので報告いたします。

なお、地区担当委員により、現況は、農地に復元されておりますことを

確認しております。

一時転用許可に係る事業の完了1件5筆につきまして、どうぞよろしくご承認お願ひいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第4号について、確認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。

次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P25)を説明する。

[県許可案件の許可状況について]

県許可案件の許可状況について、5月の総会でご審議いただき、県へ送付していた案件の許可の状況です。

いずれも6月12日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、どうぞよろしくご確認お願ひいたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第5号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。

次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P26)を説明する。

[農業経営改善計画(認定農業者)の認定について]

報告第6号、農業経営改善計画の認定について、6月の会長決裁分です。

施設野菜などを営農している兼田の[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果として、[]は5月11日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員	・・・。
議 長	それでは、報告第6号について、承認することでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。 本日の議案は以上です。 事務局、他に連絡事項等はありますか。
事 務 局	特にありません。
議 長	それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。 (午後3時15分 終了)

議事録署名委員

(議長) 池内 宏行

(署名委員) 渋田 能秀

(署名委員) 吉野 文利
